

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、基本的事項を定め、町民、議会及び町が協働してまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、使用される用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町民 湯河原町で生活する者、働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 町 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 協働 町民、議会及び町が、お互いの責任と役割を自覚し、それぞれが自主性を尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、町民、議会及び町が、湯河原町町民憲章の精神を尊重するとともに、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働して進めることを基本とする。

第2章 町民、議会及び町の責務等

(町民の権利及び責務)

第4条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主役であることを自覚し、積極的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(議会の役割及び責務)

第5条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される町の重要な政策を決定する議決機関である。

2 議会は、町の行財政の運営及び事務事業が、まちづくりを進めるに当たり適法で適正に、かつ、民主的で効率的に行われているかを調査し、及び監視しなければならない。

3 議員は、町民の代表として全町的な視野に立って、まちづくりにかかわらなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、まちづくりの基本理念に基づき、町民による主体的な活動を支援し、協働してまちづくりを進めなければならない。

2 町は、町政運営への町民の参加を促進するとともに、町民の声を施策に反映するよう努めなければならない。

3 町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政を運営し、まちづくりを進めなければならない。

4 職員は、効率的に職務を遂行し、町民との信頼関係を築きながら、まちづくりの推進及び支援に努めなければならない。

第3章 情報の共有

(情報の共有)

第7条 町民、議会及び町は、情報を共有することを基本にまちづくりを進めるものとする。

(情報の公開及び提供)

第8条 町は、町の保有するまちづくりに関し必要な情報を積極的に公開し、提供するように努めなければならない。

第1章 総則

【第1条(目的)】

本条では、この条例の目的を、まちづくりの基本理念を明らかにすること、まちづくりに関する基本的事項を定めること、町民と議会と町の三者が協働してまちづくりを進めることとしています。

【第2条(定義)】

本条では、この条例の中で使用される用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

「町民」については、町内に居住している人に限らず、町内の企業や学校、そこに通勤、通学している人たち、また町内で様々な活動をしている団体やそこで活動している人たちなど幅広く定義しています。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人だけでなく団体、企業なども含みます。

【第3条(まちづくりの基本理念)】

本条では、まちづくりの主役である町民、二元代表制における町民の代表機関である議会、そして町政の執行機関である町の三者が、湯河原町町民憲章の精神を尊重し、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることを基本理念としています。

第2章 町民、議会及び町の責務等

【第4条(町民の権利及び責務)】

本条では、まちづくりの主役である町民の皆さんの権利と責務を規定しています。

町民の皆さんの権利として「情報を知る権利」と「まちづくりに参加する権利」を規定しています。

また町民の皆さんが、まちづくりの主役として積極的にまちづくりに取り組むことを責務としています。

【第5条(議会の役割及び責務)】

「地域のことは、地域で考え、地域で決める」という、自主・自立の自治体運営のもと、自治体の意思決定機関である町議会の果たす役割はますます重要になっています。また、二元代表制のもと、幅広く町民の意思を代表する町議会議員の果たす役割もますます重要になっています。本条では、これらを踏まえ、議会の役割と責務を規定しています。

【第6条(町の責務)】

本条では、町、町長、町職員の責務を規定しています。まちづくりの基本理念に基づき、まちづくりの主役である町民の活動を支援し、協働してまちづくりを進めることを町の責務としています。

また、「まちづくりに参加する権利」を持つ町民の意思を施策に反映するように努めることを町の責務としています。

第3章 情報の共有

【第7条(情報の共有)】

本条では、「情報の共有」を、町民と議会と町の三者が協働し、対等な立場でまちづくりを進める上での基本としています。

【第8条(情報の公開及び提供)】

本条では、前条に規定する「情報の共有」を実現するため、町が保有するまちづくりを進める上で必要な情報を積極的に公開し、提供するように努めることとしています。